

校園長様
各 位

神戸市総合教育センター所長

総合教育センターの開館時間の変更について
(夜間枠の供用時間の変更)

1 月 13 日に発出された兵庫県下の緊急事態宣言が 2 月 28 日に解除される見込みであることから、総合教育センターの開館時間について、神戸市総合教育センター条例施行規則第 3 条但し書きにより、以下のとおり変更します。

なお、この取扱いについては本日現在のものであり、状況により変更する可能性があります。

記

1. 開館時間

- ・夜間枠について、通常、午後 6 時から午後 8 時 45 分までのところ、午後 7 時 45 分までとしている制限については解除する。
- ・ただし、午後 8 時を過ぎる貸館利用がない日については、午後 8 時の閉館を継続する。
- ・2 階授業づくりコーナーの夜間延長（火・木、午後 8 時 45 分まで）については、停止を継続する。

	～ 2 月 26 日（金）	3 月 1 日（月）～31 日（水）
夜間枠の供用時間	午後 6 時から午後 7 時 45 分	午後 6 時から午後 8 時 45 分
定員	50%運用（R3.1.1 現在の定員表）を継続	
授業づくりコーナー	夜間延長（火・木）の停止（午後 5 時終了）を継続	

2. 適用期間

令和 3 年 3 月 1 日(月)より令和 3 年 3 月 31 日(水)まで

3. 令和 3 年 4 月 1 日（木）以降の取扱いについて

4 月 1 日以降の取扱いについては改めてお知らせしますが、当面、状況の変化に備えて、定員に余裕を持った運用が望ましいと考えます。4 月 1 日以降利用分の新規予約に際しても、現行定員表（R3.1.1 現在）に基づいて部屋を確保いただくことをお勧めします。

問い合わせ先

研修育成課管理係 久保田、竹本

TEL：360-2001